様式第2号(第2条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農業集落排水設備設置延期決定通知書  第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  出雲市上下水道事業管理者  　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました排水設備の設置の延期については、次のとおり決定しましたので出雲市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程第2条第2項の規定により通知します。 | | | |
|  | 決定区分 | □承認します　□承認しません |  |
| 設置場所 | 出雲市 |
| 公示による設置期限 | 年　　月　　日 |
| 延期する期間 | 年　　月　　日から  　　　　　　　　年　　月　　日まで |
| 決定理由 |  |
| 備考 |  |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日か  　　ら起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った  　　日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を  　　代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提  起することができます。  　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１  　　年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することは  　　できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があっ  　　た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の  　　取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | |